

第 2 回福山市保育サービスの利用と負担の適正化検討専門家会議

保育料等の状況について

～他都市との比較を踏まえて～

2026年（令和 8 年） 6 月22日

保育施設課・保育指導課

本資料の構成

- I 本会議について
 - 1 概要
 - 2 スケジュール（予定）
- II 第1回会議での議論を踏まえた追加資料
 - 1 福山市の保育サービスの他都市比較
 - 2 福山市の待機児童等の状況
- III 保育料について
 - 1 利用者負担の基本的な考え方
 - 2 保育所等の運営にかかる費用と利用者負担額（保育料）
 - 3 国基準に対する福山市と他都市との徴収割合の比較
 - 4 市民税額ごとの利用者負担額（保育料）の福山市と他都市との比較
 - 5 御意見をいただきたい内容について
- IV 延長保育料について
 - 1 第1回会議における委員からの御意見について（調査結果）
 - 2 広島県内市町における延長保育料の現状
 - 3 中核市における延長保育料の現状
 - 4 他の事業（類似事業）との比較
 - 5 御意見をいただきたい内容について
- V 放課後児童クラブ利用料について
 - 1 学年別の利用状況
 - 2 クラブの実施場所
 - 3 中核市の比較（運営主体）
 - 4 中核市の比較（保護者負担割合）
 - 5 御意見をいただきたい内容について



1 概要

質の高い保育サービスを維持していくため、保育料、延長保育料及び放課後児童クラブ等の適正な受益者負担の在り方を整理する。

その上で、加速する少子化の抑制に向けて、特に子育て家庭の経済的負担を軽減していく。

これらの検討に当たり、有識者の方に専門的な見地からご意見をいただき、見直し案を取りまとめる。

2 スケジュール（予定）

	時 期	内 容
第1回	4月27日（月）	福山市の保育サービスに関する現状の共有（概略）
第2回	6月22日（月）	福山市の保育サービスに関する現状の共有 （中核市や県内市との比較等）
第3回	7月16日（木）	適正な受益者負担と見直し案についての議論
第4回	7月27日（月）	〃
第5回	8月中旬頃	〃



1 福山市の保育サービスの他都市比較

- 第1回会議資料で保育サービスの強み・弱みとして挙げた各項目について、乳幼児（0～5歳）人口当たりなどの数値を算出し、相対化。
- いずれの項目も中核市平均を上回っているものの、人口当たり等の数値で比較すると中核市における優位性は低下。

○保育施設数（2024年4月1日時点） 157か所（中核市6位（平均108か所））	▶	乳幼児（0～5歳）人口千人当たりの施設数 7.8か所（中核市26位（平均7.3か所））
○定員数（2024年4月1日時点） 15,430人（中核市5位（平均10,426人））	▶	乳幼児1人当たりの定員数 0.77人（中核市23位（平均0.70人））
○保育士数（2024年4月1日時点） 2,383人（中核市10位（平均1,601人））	▶	保育所入所者100人当たりの保育士数 18.8人（中核市23位（平均17.8人））
○延長保育実施施設数（2024年3月末時点） 145か所（中核市8位（平均94か所））	▶	実施率 92.4%（中核市33位（平均87.5%））

2 福山市の待機児童等の状況

(1) 過去5年の4月1日現在の待機児童の状況

- 4月1日現在の待機児童調査では、4年連続で待機児童ゼロとなっている。国の待機児童の定義では0人となったが、特定の保育所等を希望し、待機している場合などの未決定者がいる状況。
- 年度途中の待機児童調査は、国の調査が廃止されて以降は実施していないが、4月以降は保育所等の入所可能枠（空き枠）は少なくなるため、年度途中の未決定者は増加していく。

各年4月1日の状況	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)
待機児童数	3人	0人	0人	0人	0人
(参考) 未決定者数	204人 (108人)	139人 (75人)	164人 (81人)	201人 (125人)	177人 (77人)

※（ ）内は、未決定者数のうち特定の保育所等を希望している人数

(2) 保育士の不足の状況

- 保育士の有効求人倍率でみると、2026年（令和8年）1月時点で全国が3.88、福山職業安定所管内は4.02となっている。
- 配置基準の見直しに加え、多様な保育ニーズに対応するために保育士は慢性的に不足。保育現場からも保育士不足の声を多く聞いている。保育士の不足数は、配置基準上の必要人数に加え、支援が必要な児童への加配や業務負担の軽減等も含めて捉える必要があるため、施設の状況により必要人数に幅が生じうることから、単一の数値として示すことは難しいと考えている。
- まずは保育施設の面積に対しての児童数と実態の差の把握と分析を行っていく。

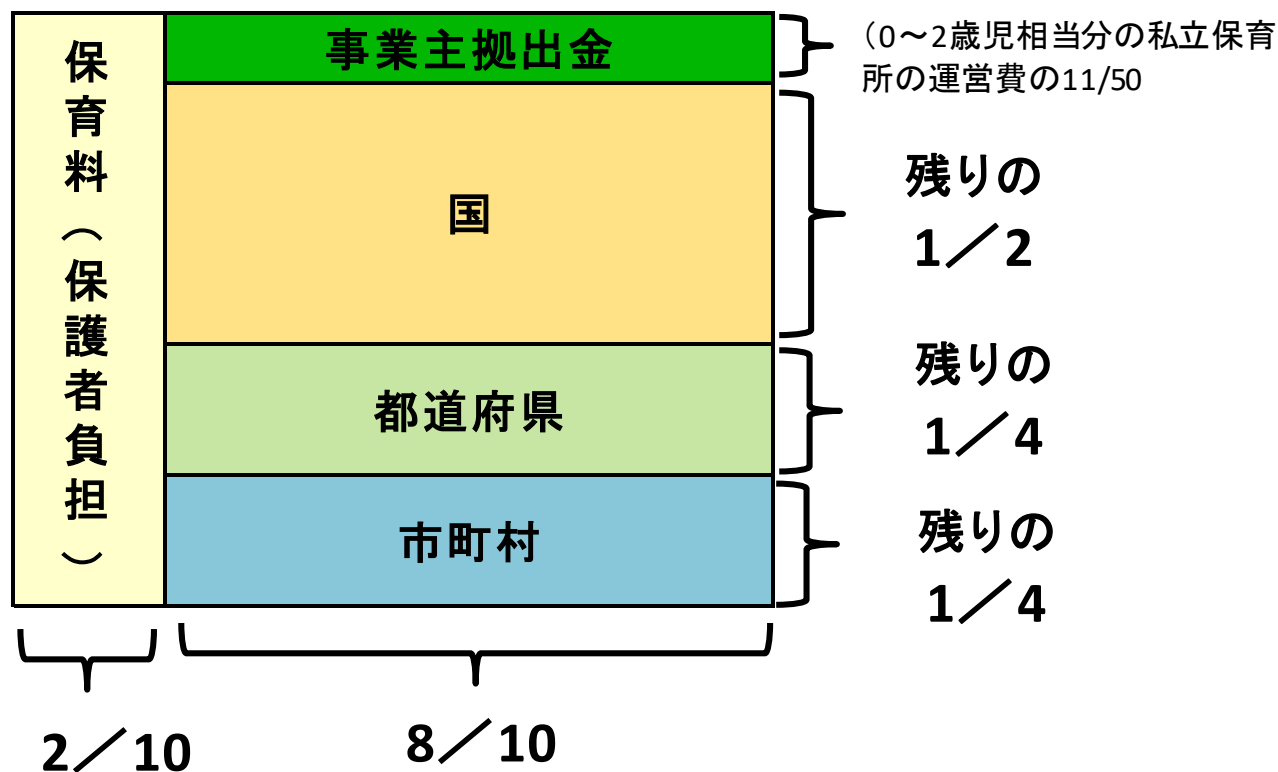


1 利用者負担の基本的な考え方

(1) こども家庭庁「保育政策関係資料集」に示されている内容

- こども家庭庁「保育政策関係資料集」（令和8年4月）において、私立保育所に係る費用の負担の考え方として、「財源構成は、概ね保護者が支払う保育料と公費が2：8である」と示されている。同時に、「各市町村において、地域の実情に応じ上乗せして補助を行い、保育料の国の徴収基準から軽減するなどの独自の施策を実施している」とされている。

【私立保育所にかかる費用の負担の考え方】



資料：こども家庭庁「保育政策関係資料集」

(2) 福山市の利用者負担（保育料）の独自の軽減の状況

- 福山市では、利用者負担額（保育料）を国の定める上限額基準から下表のとおり軽減している。
- 多子軽減については、国の基準では、保育所等に在籍する就学前児童が2人以上いる場合、第2子は半額、第3子以降は無償としていが、福山市では世帯の所得やこどもの年齢にかかわらず、生計を一にするこどもを全てカウントし第2子以降の保育料を無償化している。

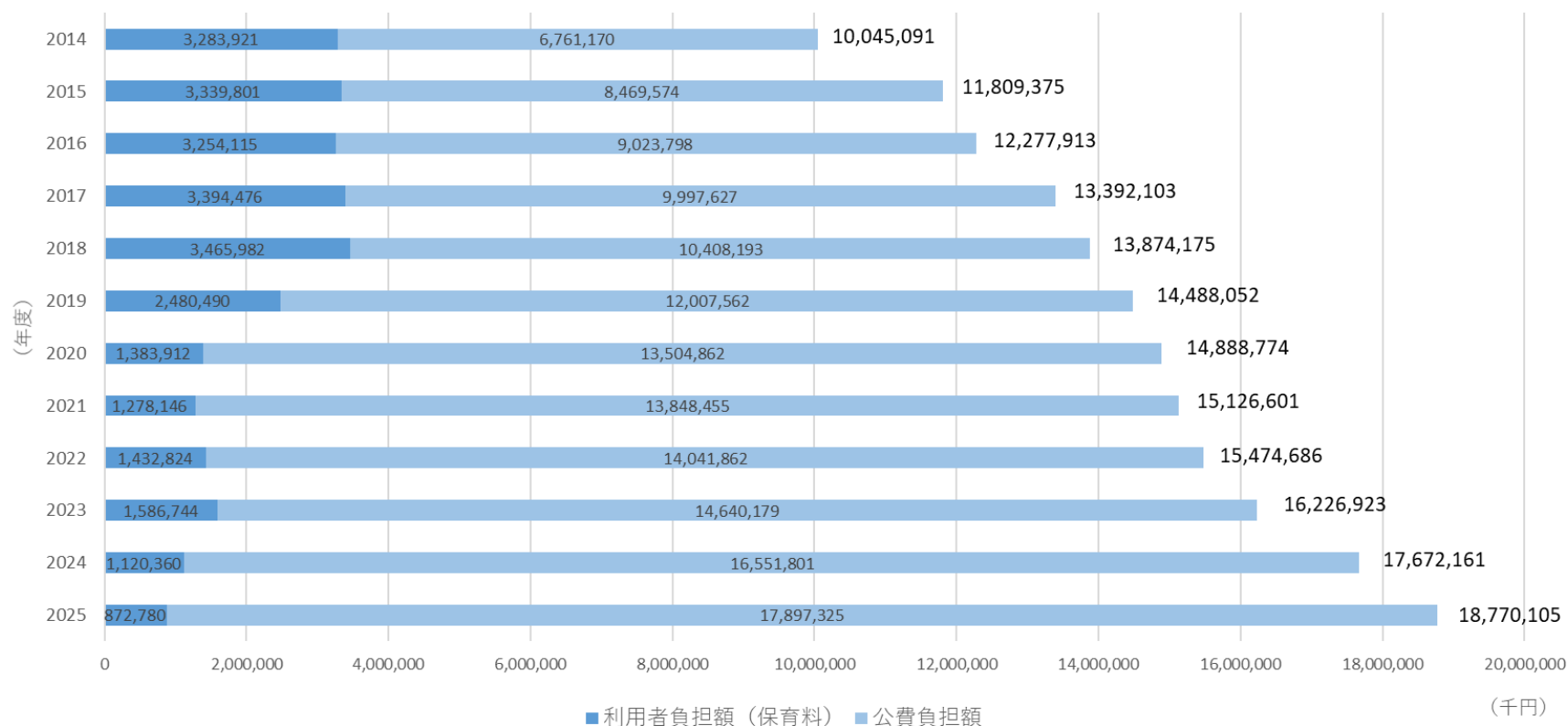
国基準			市基準			徴収割合
階層 区分	市町村民税額	①保育料/円 (標準時間)	階層 区分	市民税額	②保育料/円 (標準時間)	②/①
第1階層	生活保護法による被保護世帯	0	A	生活保護法による被保護世帯	0	-
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	B	市町村民税非課税世帯	0	-
第3階層	48,600円未満	19,500	C 1	均等割の額のみ	12,200	62.6%
			C 2	所得割の額が4,800円未満	13,900	71.3%
			C 3	所得割の額が4,800円以上48,600円未満	15,600	80.0%
第4階層	48,600円以上97,000円未満	30,000	C 4	48,600円以上56,800円未満	17,600	58.7%
			C 5	56,800円以上65,000円未満	19,700	65.7%
			C 6	65,000円以上73,000円未満	21,800	72.7%
			C 7	73,000円以上81,000円未満	24,000	80.0%
			C 8	81,000円以上89,000円未満	26,500	88.3%
			C 9	89,000円以上97,000円未満	30,000	100.0%
第5階層	97,000円以上169,000円未満	44,500	C 1 0	97,000円以上111,400円未満	32,500	73.0%
			C 1 1	111,400円以上125,800円未満	34,000	76.4%
			C 1 2	125,800円以上140,200円未満	37,500	84.3%
			C 1 3	140,200円以上154,600円未満	39,000	87.6%
			C 1 4	154,600円以上169,000円未満	44,500	100.0%
第6階層	169,000円以上301,000円未満	61,000	C 1 5	169,000円以上301,000円未満	57,000	93.4%
第7階層	301,000円以上397,000円未満	80,000	C 1 6	301,000円以上397,000円未満	61,200	76.5%
第8階層	397,000円以上	104,000	C 1 7	397,000円以上	80,000	76.9%

2 保育所等の運営にかかる費用と利用者負担額（保育料）

（１）福山市の保育所等の運営にかかる費用と利用者負担額（保育料）の推移

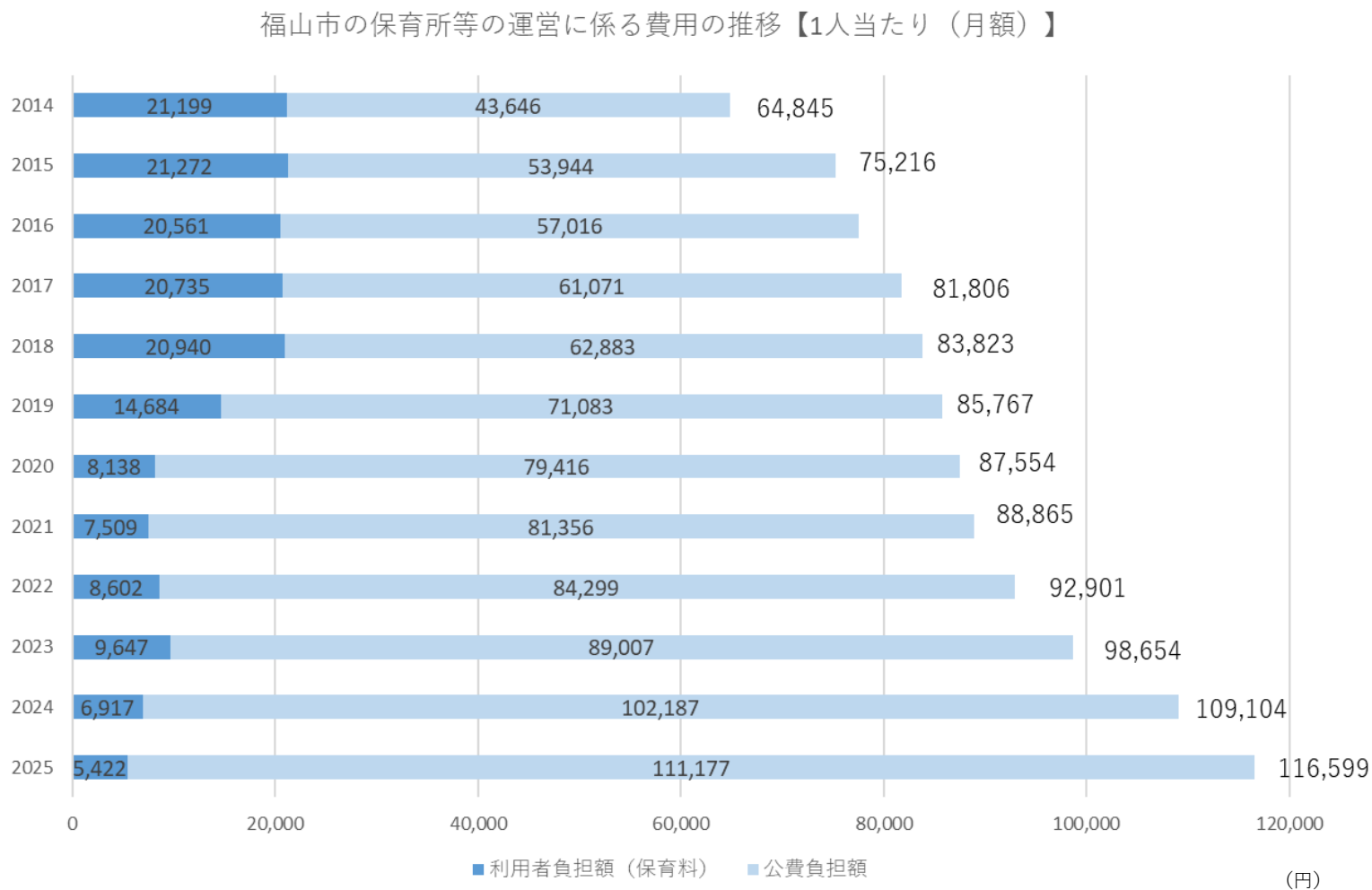
- 教育・保育に通常要する費用を勘案して、こども１人当たりの単価として設定されている公定価格（年齢、認定区分、施設等により異なる）を基本に保育所等に係る費用を算出。
- 公定価格の引上げにより、保育所等の運営にかかる費用は増加傾向が続いている。一方、利用者負担額（保育料）は減少している。

福山市の保育所等の運営に係る費用の推移



※保育所等に係る費用は、私立分は実際の給付費と委託費、公立分は公定価格を基に算出した理論値を合算。

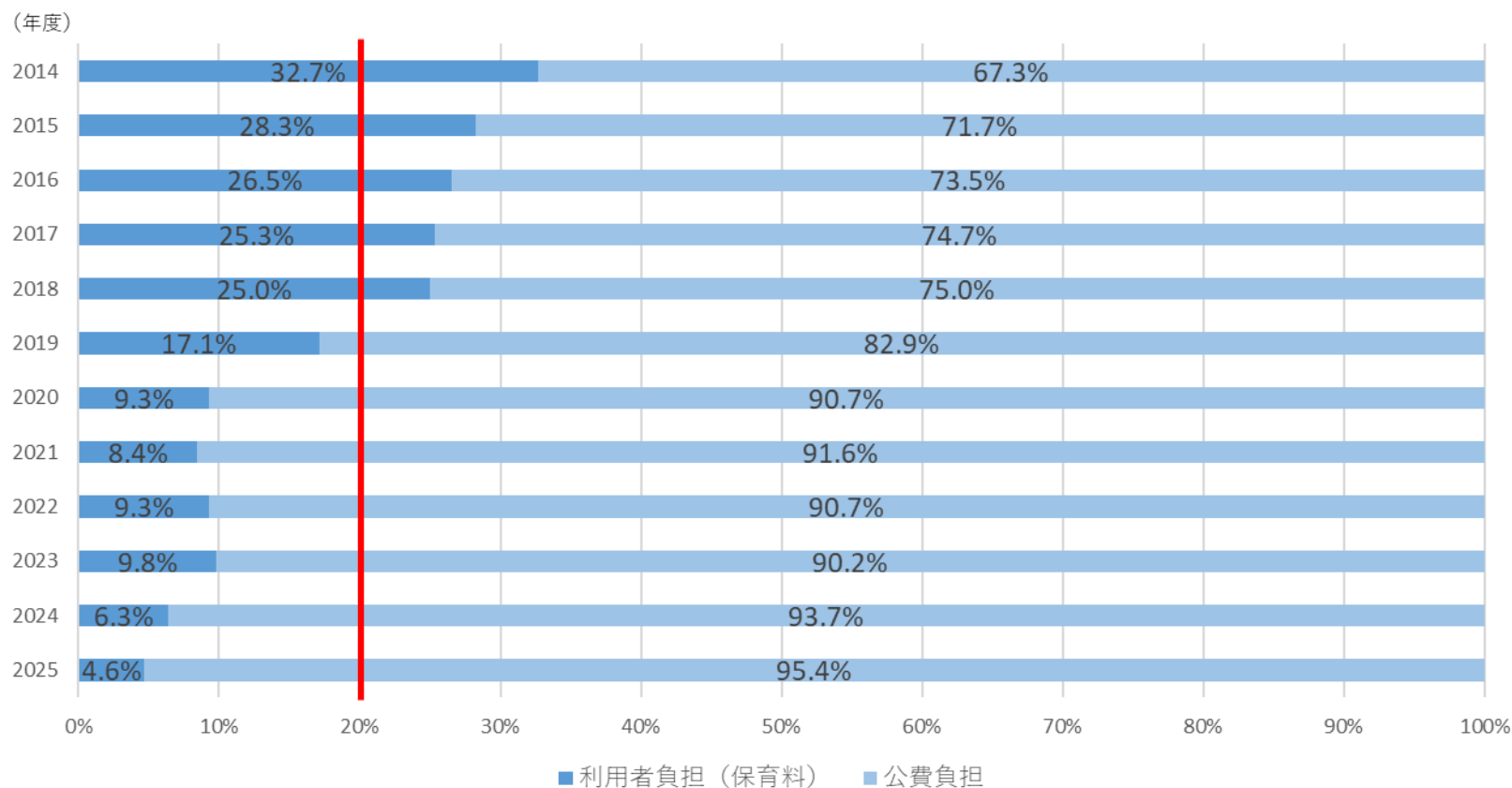
- 前ページの年間費用を月平均入所児童数で割り戻し、1人当たり月額費用と利用者負担額（保育料）を算出。



（２）福山市の保育所等の運営にかかる費用の利用者負担（保育料）と公費負担の割合について

- こども家庭庁は「保育政策関係資料集」の中で、私立保育所に係る費用の負担の考え方として「財源構成は、概ね保護者が支払う保育料と公費が２：８である」としている。
- 2019年（令和元年）10月から開始された幼児教育の無償化などによって2019年度（令和元年度）以降は公費負担の割合が大きくなった。さらに、2024年（令和6年）9月からは市独自で第2子無償化を実施したことから、より公費負担の割合が大きくなっている。

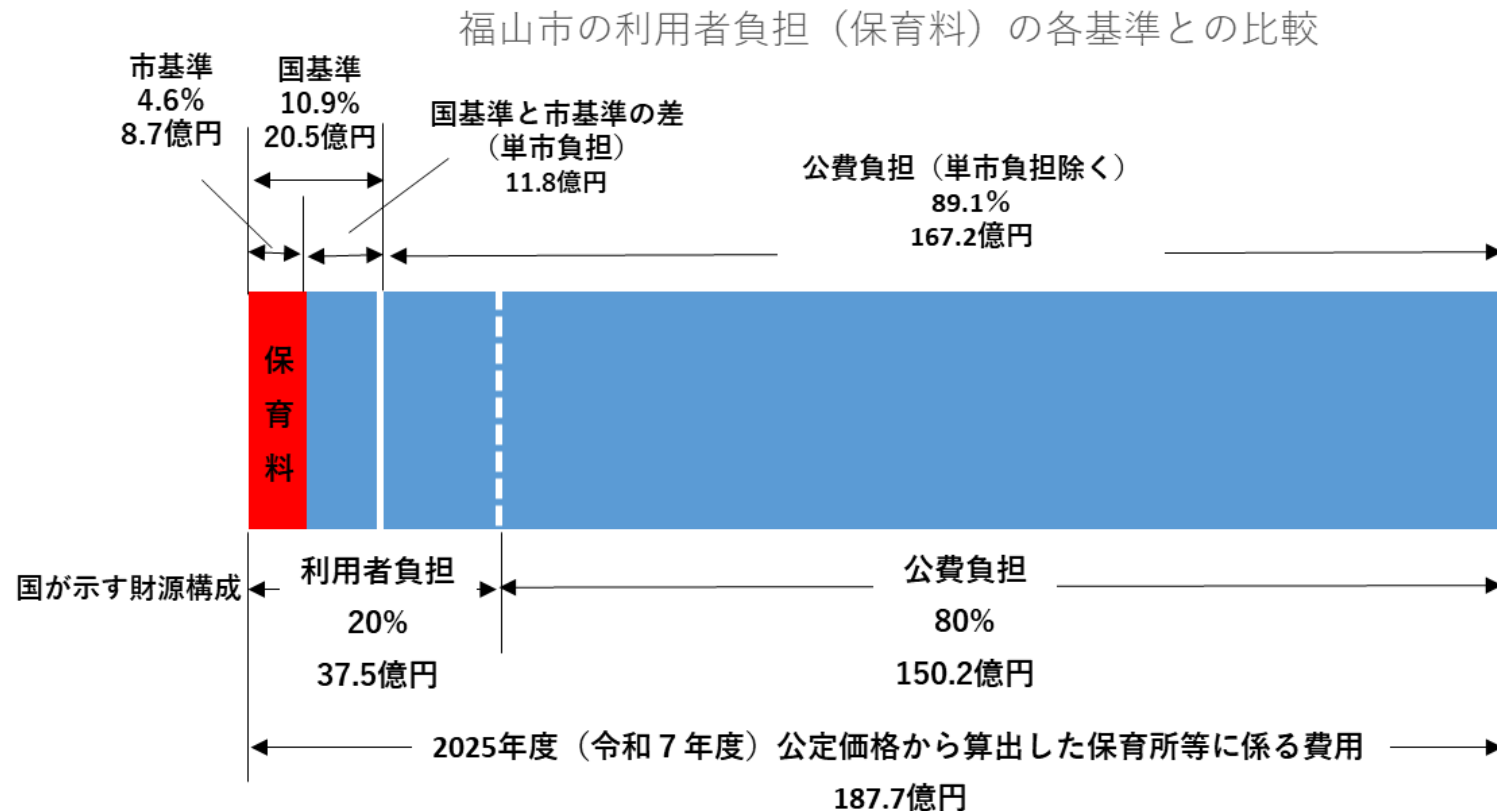
福山市の利用者負担（保育料）と公費負担の割合について



※保育所等に係る費用は、私立分は実際の給付費と委託費、公立分は公定価格を基に算出した理論値を合算。

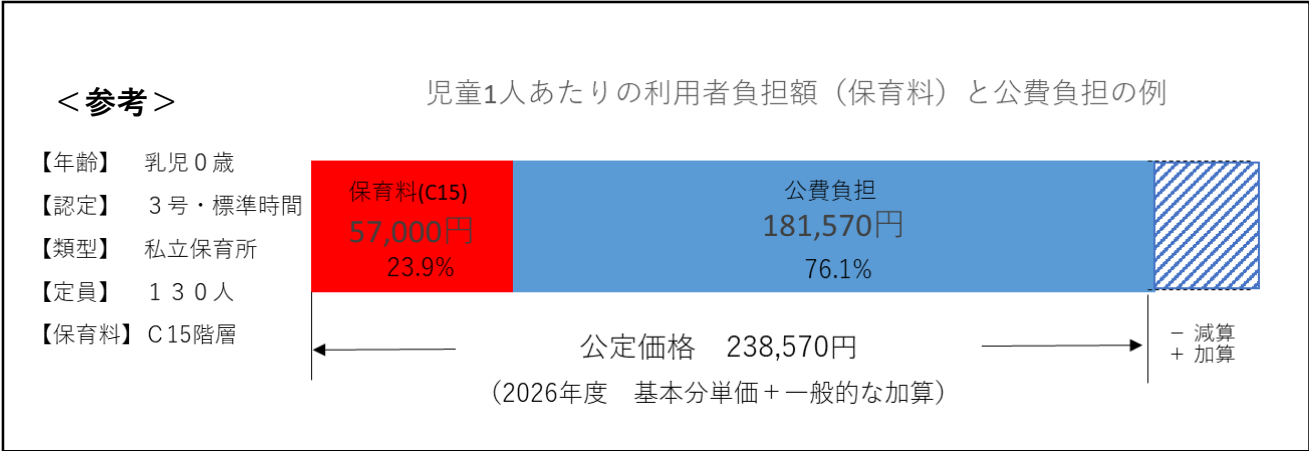
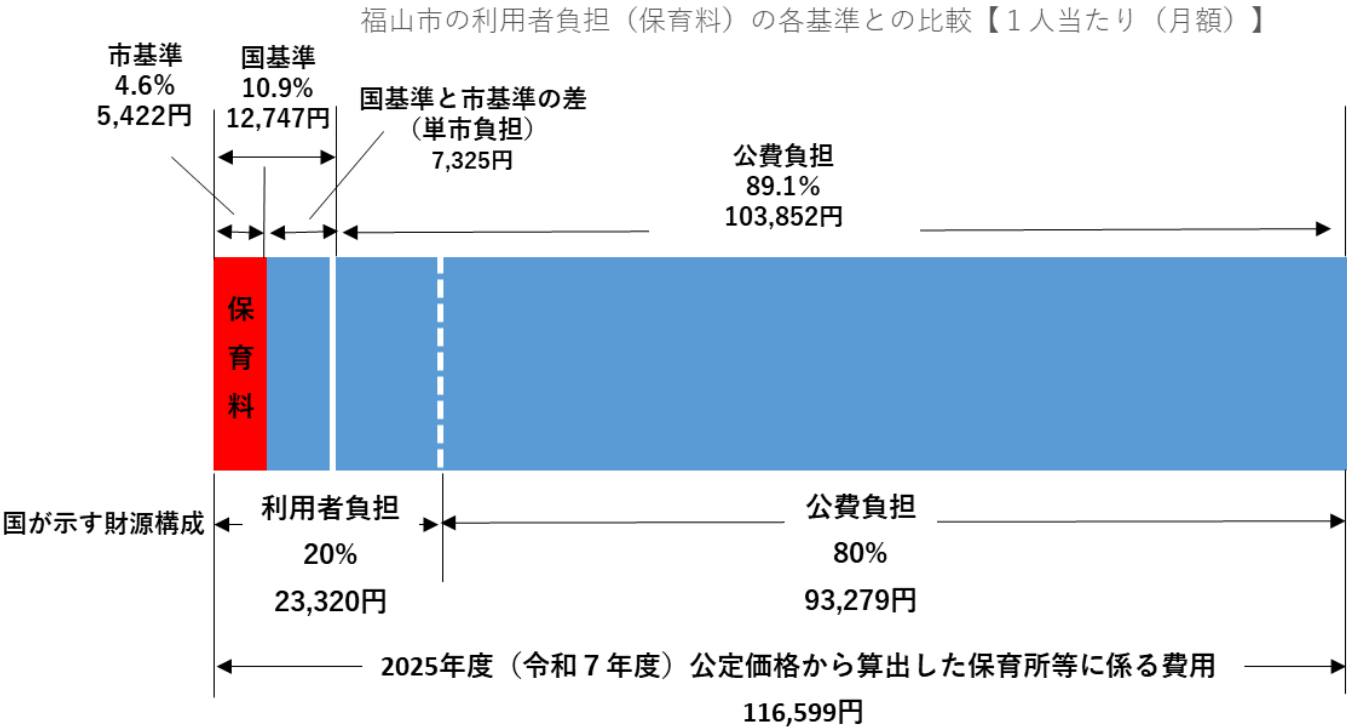
（３）福山市の利用者負担（保育料）の国基準等との比較

- 2025年度（令和７年度）の利用者負担（保育料）について、国が定める利用者負担の上限額の基準（以下「国基準」という。）や財源構成の考え方と比較。
- 保育所等に係る費用のうち実際の利用者負担（保育料）の割合は、国基準で10.9%、福山市が定める利用者負担の基準（以下「市基準」という。）で4.6%となっている。
- 公費負担割合の内訳は、国が1/2、県と市が1/4ずつ（満３歳未満の保育認定こどもは事業主拠出金充当後の残額に対して）負担。
- 国基準から減額している部分（約11.8億円）については、市費で負担している。



※保育所等に係る費用は、私立分は実際の給付費と委託費、公立分は公定価格を基に算出した理論値を合算。

- 前ページの年間費用を月平均入所児童数で割り戻し、1人当たり月額費用と利用者負担額（保育料）を算出。

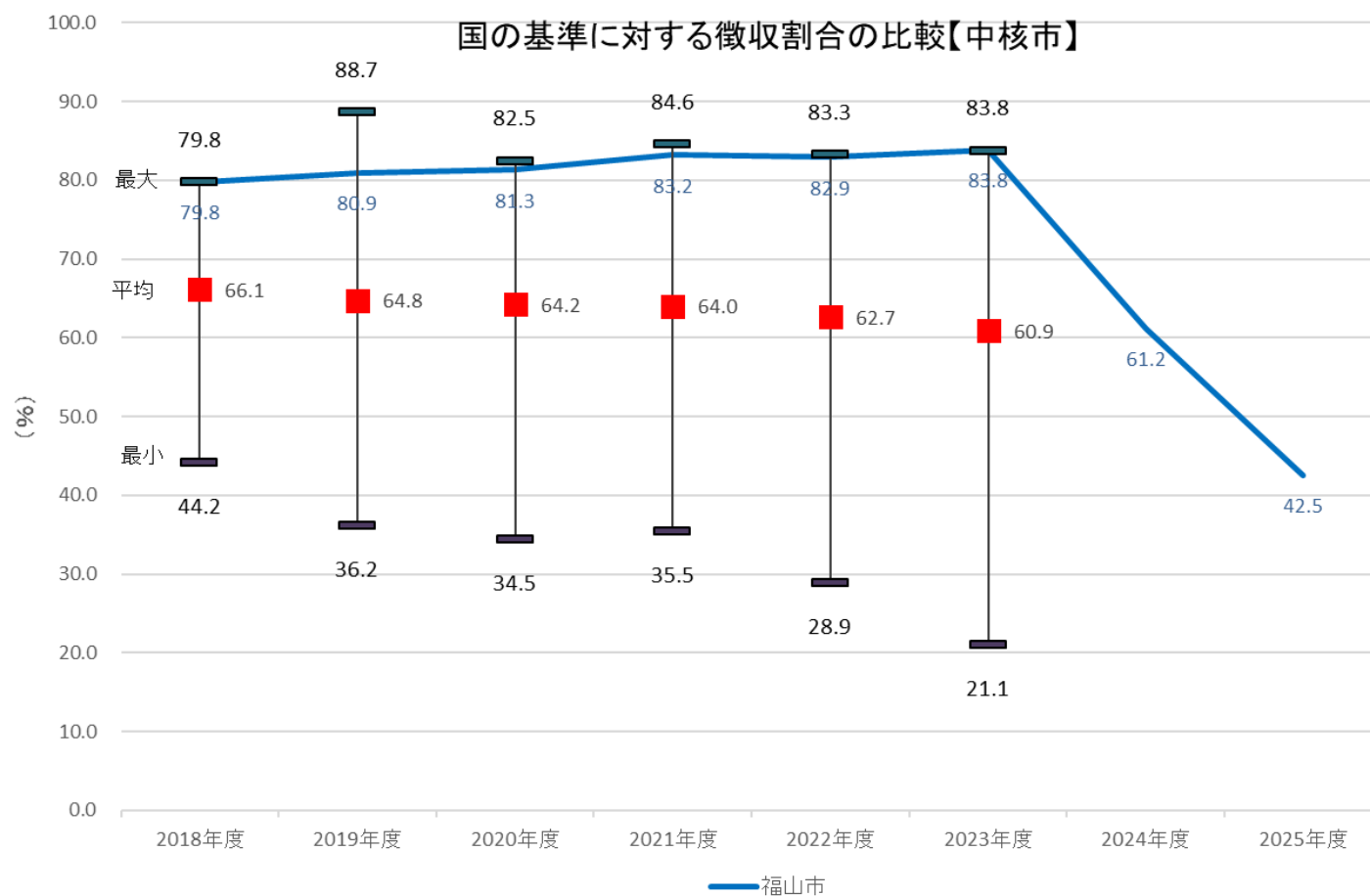


3 国基準に対する福山市と他都市との徴収割合の比較

(1) 中核市との比較

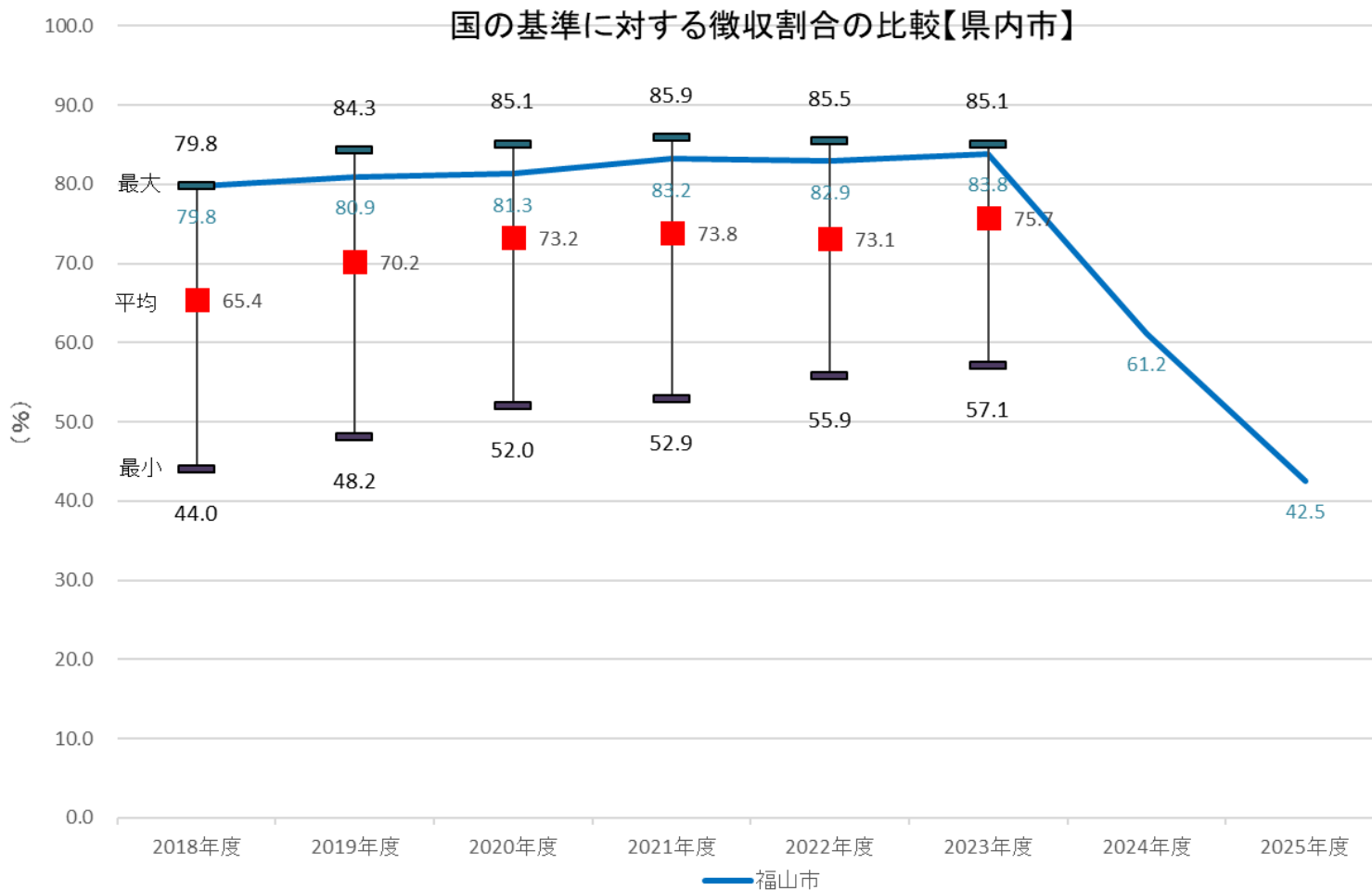
- 近年、本市の国基準に対する徴収割合は、中核市の中でも高い割合で推移している。
- 2024年（令和6年）9月から市独自に第2子以降の無償化を実施したことから、2024年度（令和6年度）は61.2%、2025年度（令和7年度）は42.5%の見込みとなっている。

※2024年度・2025年度の他市の状況は調査中



(2) 県内市との比較

- 本市の国基準に対する徴収割合は、県内市の中でも高い割合で推移しており、県内市の平均を上回っている。
- 2024年度（令和6年度）から0～2歳児についても無償化を行った市や第2子無償化を実施した市が複数あるため、最大値・最小値・平均値ともに2023年（令和5年度）に比べ低くなっていることが推察される。 ※2024年・2025年度の他市のは調査中



4 市民税額ごとの利用者負担額（保育料）の福山市と他都市との比較

（１）福山市の市民税の課税状況による階層ごとの世帯数（第１子が認可保育施設に在籍）

- ・ C 1 5 階層が 2 7. 2 % で最も多い。
- ・ 国基準で第 5 ・ 6 階層とされる C 1 0 ～ C 1 5 階層が約 6 0 % を占めている

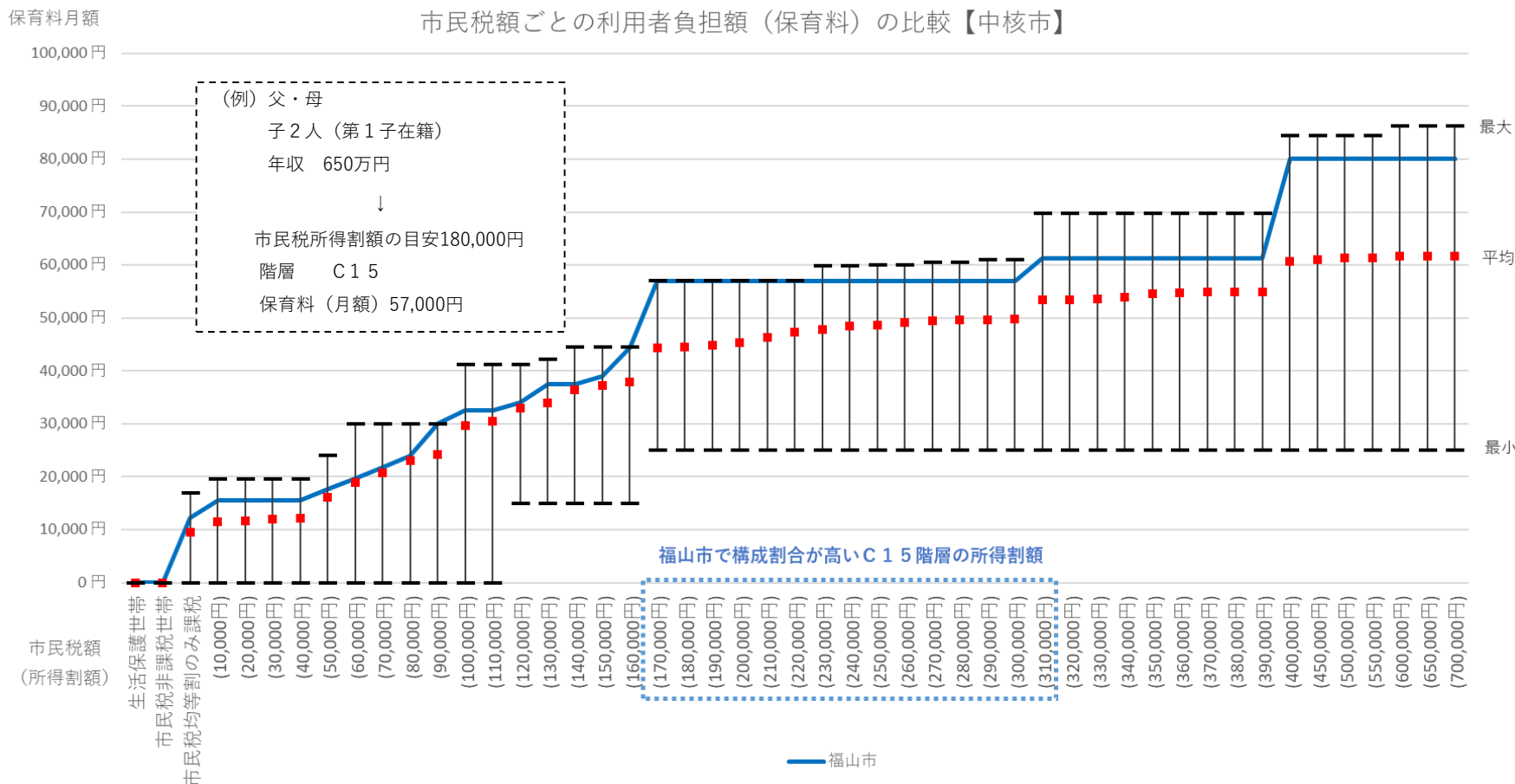
（世帯）

階層	市民税の課税状況等	0歳	1歳	2歳	計	構成割合	
A	生活保護法による被保護世帯	1	2	7	10 (-)	0.4%	
B	市町村民税非課税世帯	22	98	75	195 (122)	8.7%	
C1	均等割の額のみ	3	11	9	23 (3)	1.0%	
C2	所得割の額が4,800円未満	3	4	5	12 (1)	0.5%	（国）第3階層 167人 7.4%
C3	所得割の額が4,800円以上48,600円未満	32	55	45	132 (32)	5.9%	
C4	48,600円以上56,800円未満	5	22	17	44 (6)	2.0%	
C5	56,800円以上65,000円未満	12	26	22	60 (4)	2.7%	（国）第4階層 385人 17.1%
C6	65,000円以上73,000円未満	13	26	18	57 (6)	2.5%	
C7	73,000円以上81,000円未満	8	28	22	58 (3)	2.6%	
C8	81,000円以上89,000円未満	13	48	26	87 (-)	3.9%	
C9	89,000円以上97,000円未満	22	32	25	79 (-)	3.5%	（国）第5階層 766人 34.0%
C10	97,000円以上111,400円未満	41	84	51	176 (-)	7.8%	
C11	111,400円以上125,800円未満	36	66	63	165 (-)	7.3%	
C12	125,800円以上140,200円未満	37	64	55	156 (-)	6.9%	
C13	140,200円以上154,600円未満	35	55	53	143 (-)	6.4%	
C14	154,600円以上169,000円未満	28	41	57	126 (-)	5.6%	（国）第6階層
C15	169,000円以上301,000円未満	148	159	305	612 (-)	27.2%	
C16	301,000円以上397,000円未満	7	13	53	73 (-)	3.2%	
C17	397,000円以上	12	11	20	43 (-)	1.9%	

※()内は、計のうちひとり親と認定される世帯又は世帯員が障がい手帳等を所持しており特例（0円または4,800円）が適用される世帯
 ※世帯数は2026年（令和8年）3月中

(2) 市民税額ごとの利用者負担額（保育料）の中核市との比較

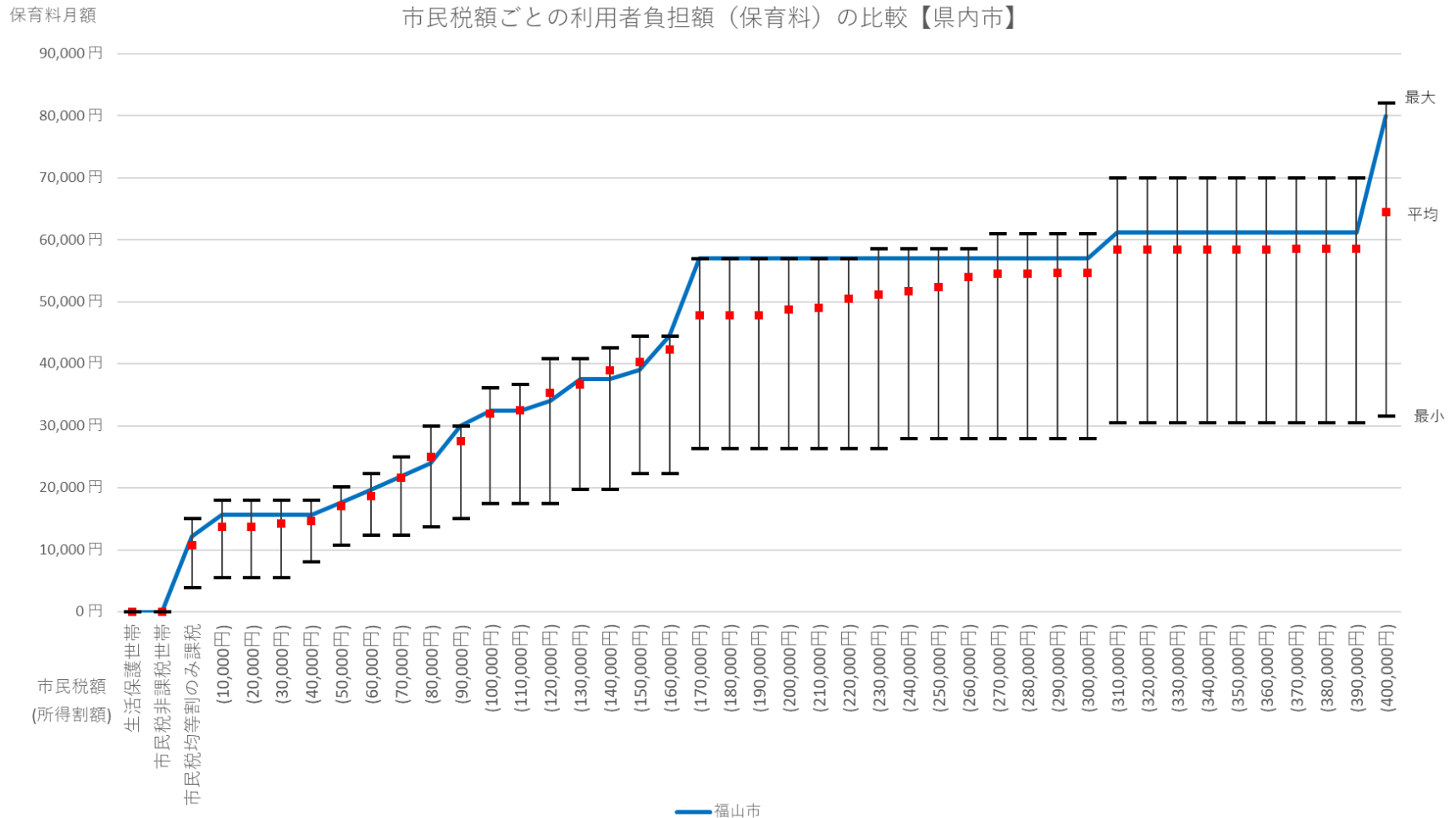
- 市民税額ごとに今年度の各中核市の利用者負担額（保育料）を比較したところ、福山市の利用者負担額（保育料）は、中核市の平均額を全ての区分で上回っている。
- 特に市民税額が高い区分になると平均との差は大きくなっている。最も高い区分の利用者負担額（保育料）は、平均値が約 62,000 円で福山市の 80,000 円とは約 18,000 円の差がある。



※標準時間の月額を比較（0～2歳児の保育料を無償化している1市を除く。）

（３）市民税額ごとの利用者負担額（保育料）の県内市との比較

- 中核市と同様に比較。ほぼ全ての区分で平均額を上回っている。
- 特に市民税額が高い区分になると平均との差は大きくなっている。最も高い区分では、平均値が約 64,000 円で福山市の 80,000 円とは約 16,000 円の差がある。



※標準時間の月額を比較（0～2歳児の保育料を無償化している1市を除く。）

5 御意見をいただきたい内容について

(1) 利用者負担（保育料）と公費負担の考え方について

- こども家庭庁の「保育政策関係資料」では、保育所運営に係る財源構成について「保護者負担（保育料）2：公費8」と示されているが、実態としては大きく乖離している状況。
- この「2：8」と実態との乖離を踏まえ、利用と負担の適正な水準をどこに設定すべきか御意見をいただきたい。

(2) 保育料設定における低所得者配慮と公平性の考え方

- 本市の現行の保育料は、低所得者層に配慮した料金設定を行っていたが、現在の低所得者層の保育料水準の状況としては他都市よりも高い水準にある。
- 今回の保育料の見直しに当たっては、①引き続き低所得世帯に配慮（負担軽減）した料金設定を行うべきか、②子育てに係る費用を社会全体で支える観点から所得階層にかかわらず公平性（負担の均衡）を重視するべきかなど、見直しの方向性について御意見いただきたい。

(3) 保育サービスの確保すべき水準について

- こども家庭庁は2024年（令和6年）に保育政策の新たな方向性を取りまとめている。その中で3つの柱を掲げ、柱のひとつである「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」には、地域課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故防止対策強化等が示されている。
- 保育サービスの質の確保に向けて、具体的にこういった視点で取組を進め、どの程度のサービス水準を備えていけばよいか。加えて、どのように他都市と比較すべきか御意見をいただきたい。

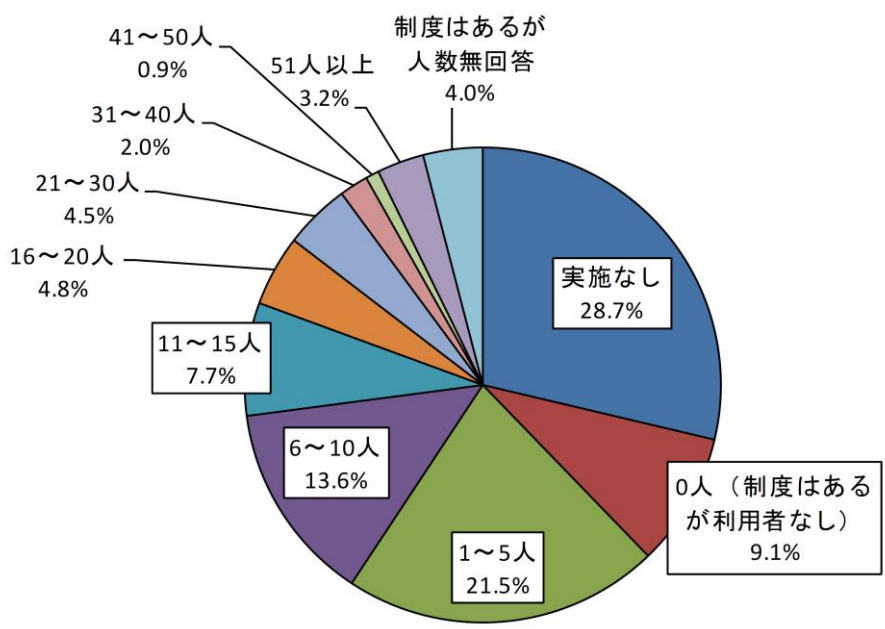


IV 延長保育料について

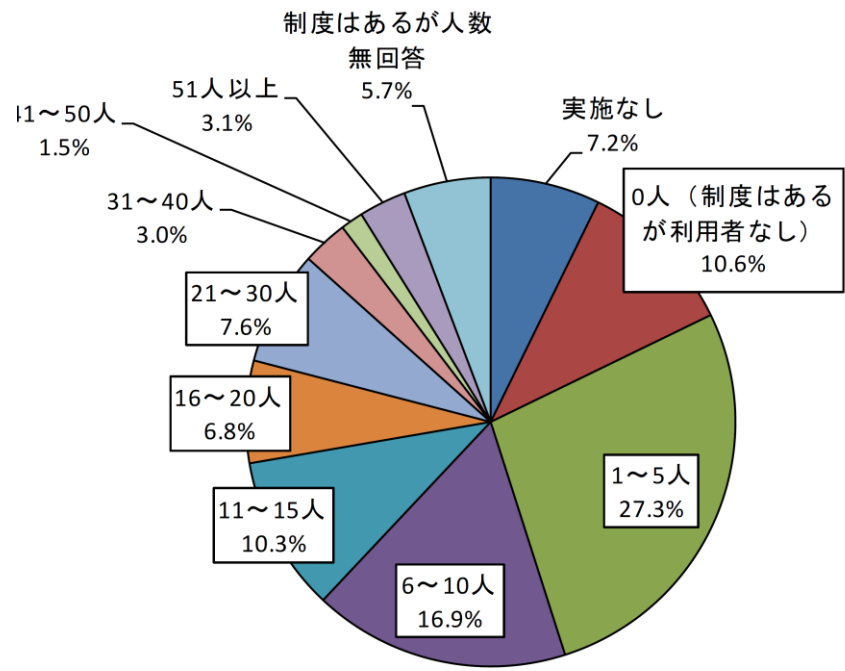
1 第1回会議における委員からの御意見について（調査結果）

（1）延長保育の利用状況（全国） ※1か月の利用実人数 n（回答のあった施設数）

2023年（令和5年）4月の月極利用者数（n = 7,429）



2023年（令和5年）4月のスポット利用者数（n = 7,427）



出典：こども家庭庁HP

- 定期的な延長保育利用者に向けた月極延長保育の実施の有無、並びに利用者数を調査したところ、「実施なし」が28.7%と最も高く、次いで「1～5人」21.5%、「6～10人」が13.6%
- スポット利用については、「1～5人」が27.3%と最も割合が高く、次いで「6～10人」が16.9%



全国的に見ても、月極の利用者よりスポット利用者が多い傾向がある。

(2) 育児・介護休業法の改正

3歳未満

○短時間勤務制度 … 事業主は、3歳に満たない子を養育する労働者に対して、1日の所定労働時間を原則6時間とする措置を含む短時間勤務制度を講じなければならない。

○短時間勤務制度（3歳未満）の代替措置 ※2025年（令和7年）4月1日～

- ・育児休業に関する制度に準ずる措置
- ・始業時刻の変更等

拡充

- ・育児休業に関する制度に準ずる措置
- ・始業時刻の変更等
- ・テレワーク

3歳以上

○所定外労働の制限（残業免除）※2025年（令和7年）4月1日～

3歳未満の子を養育する労働者

拡充

小学校就学前の子を養育する労働者

○柔軟な働き方を実現するための措置等※2025年（令和7年）10月1日～

事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、次の5つの中から2つ以上の措置を講じる必要がある。労働者はその中から1つを選択して利用できる。

- ・始業時刻等の変更
- ・テレワーク等（10日以上／月）
- ・保育施設の設置運営等
- ・養育両立支援休暇の付与（10日以上／年）
- ・短時間勤務制度



就学前児童を養育する家庭は、短時間勤務制度やテレワーク等の柔軟な働き方を選択することで、こどもとの時間を確保している。

一方、小学校に進学すると制度の対象から外れるため、放課後児童クラブの需要が高まると考えられる。

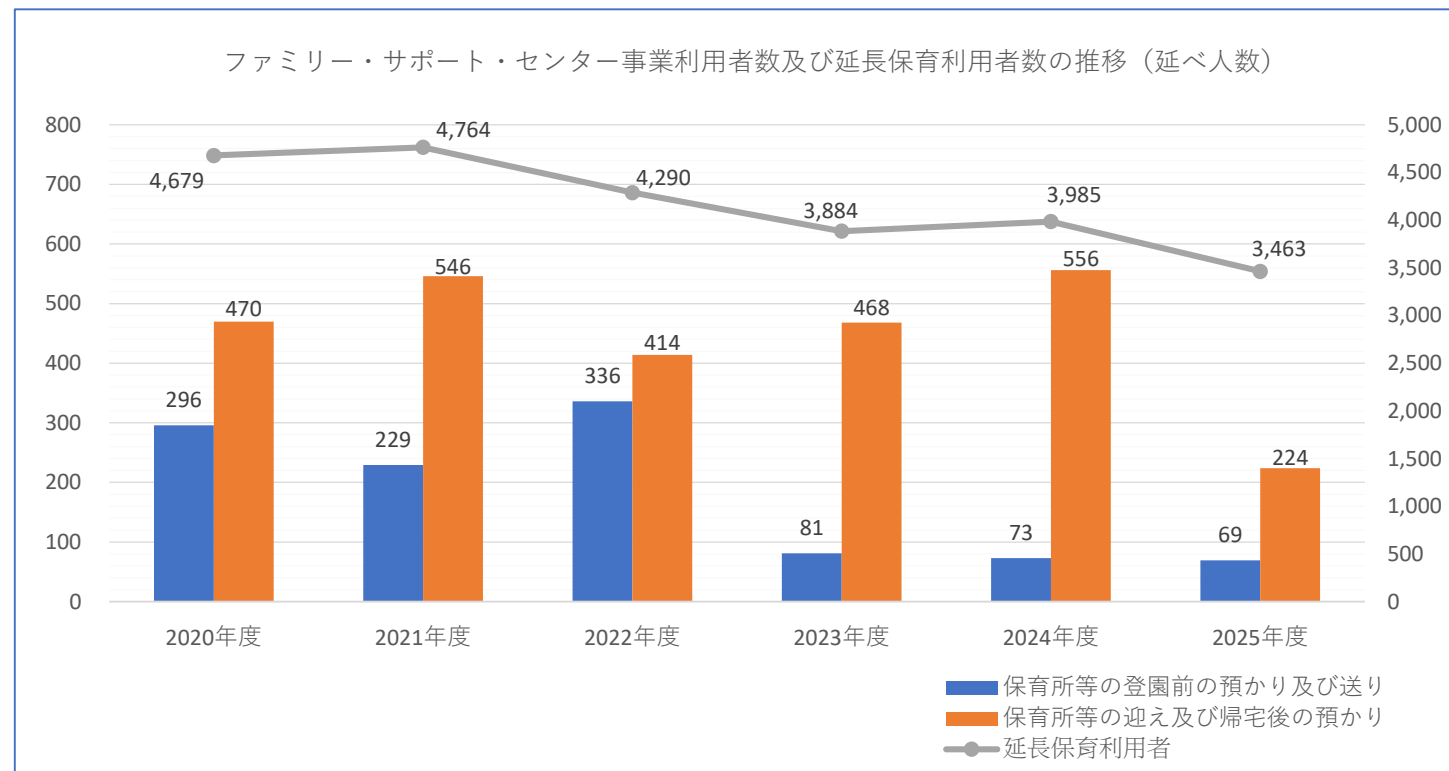
(3) 福山市ファミリー・サポート・センター利用実績

○ファミリー・サポート・センター事業

【対象】 0歳から小学校6年生までのこどものいる人

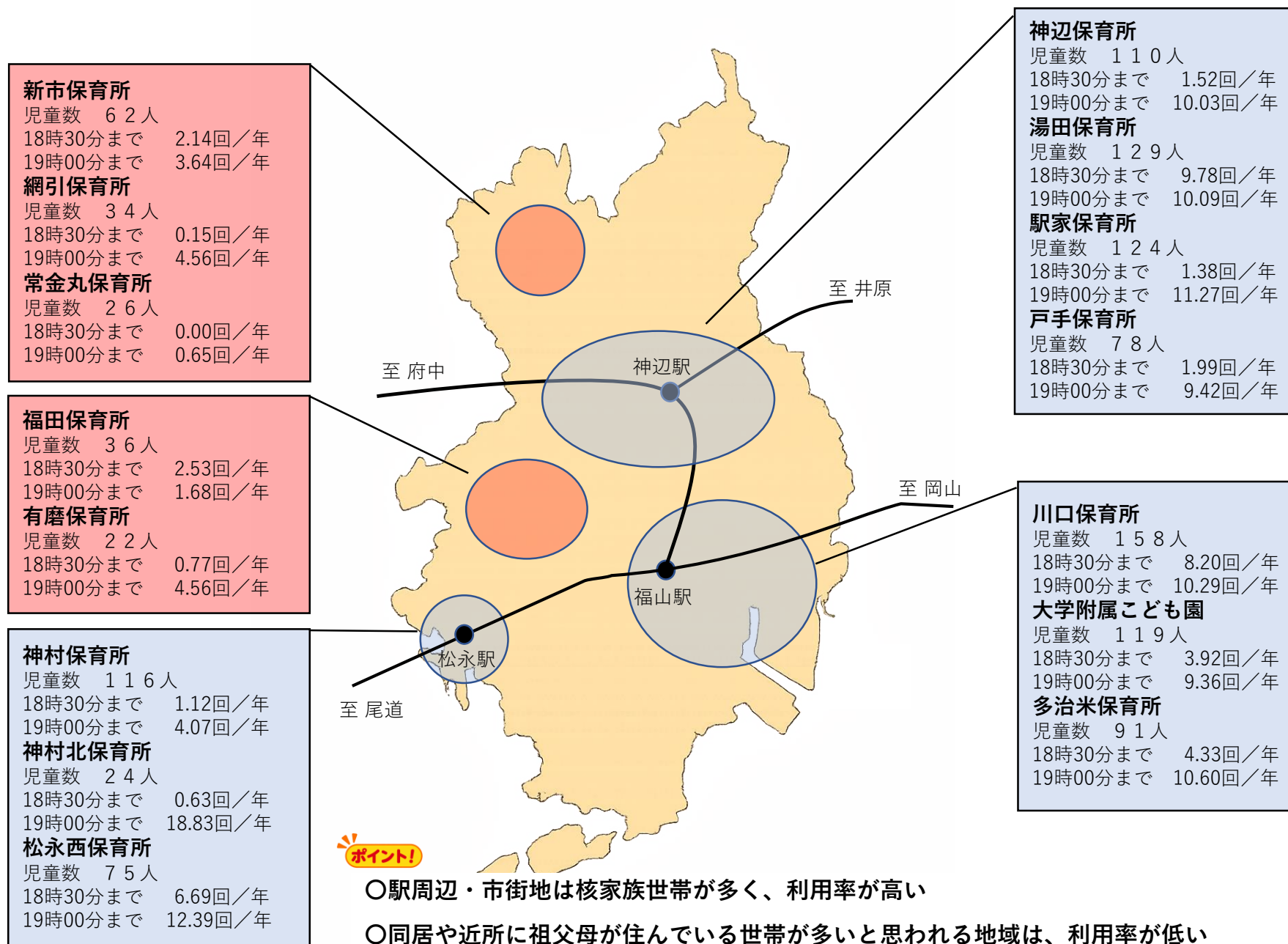
【料金】 月曜日から金曜日 7:30～18:00 1時間600円

上記以外の時間及び土・日・祝日・年末年始 1時間700円



ファミリー・サポート・センター事業の利用者への聞き取りによると、園の送り迎えのみで事業を利用しており、その後の預かりを依頼する利用者はほとんどいない。

(4) 延長保育の地域別利用状況



2 広島県内市町における延長保育料の現状

調査の概要

対 象：広島県内23市町

本市の調査に対して回答のあった15市町のうち、
延長保育を独自で実施する市町11市町を比較

設 定：市町により制度設計に違いがあるためケースを設定し比較

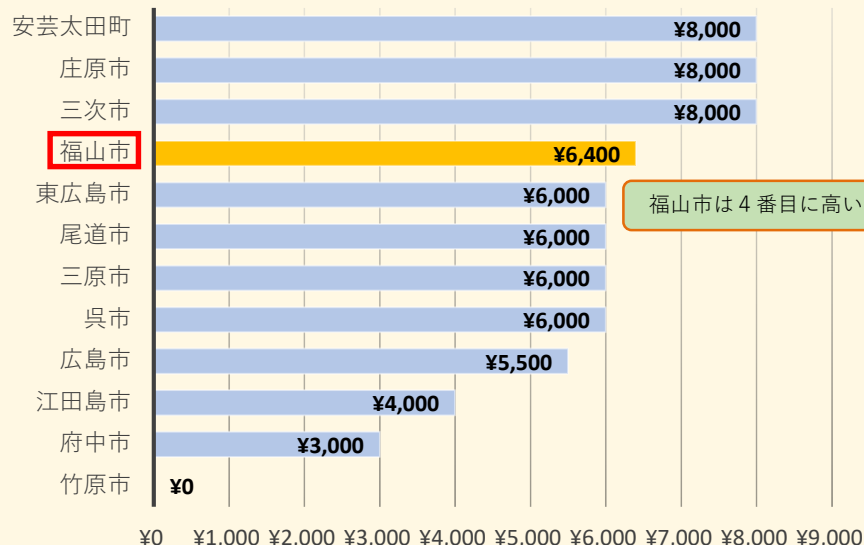
ケース：両親が就労しており、3歳児と0歳児の2名が

月20日（各1時間）延長利用

算 出：各自治体の基本料金、上限設定等を適用

福山市：300円／1h×20日＝6,000円

上限3,200円 × 2人 ＝6,400円



区分	金額
福山市金額	6,400円
県平均	5,575円
中央値	6,000円
最安値	0円（無償）
最高値	8,000円

ポイント!

- ・月20日利用時の金額で比較すると、福山市は6,400円で県平均5,575円と比べると825円高い
- ・最も高い水準は、三次市、庄原市、安芸太田町の8,000円であり、福山市より1,600円高い
- ・一方で福山市近隣の尾道市、三原市は6,000円、府中市は3,000円となっており、本市より低い水準
- ・全体として、福山市は「中位からやや高め」の位置付け

3 中核市における延長保育料の現状

調査の概要

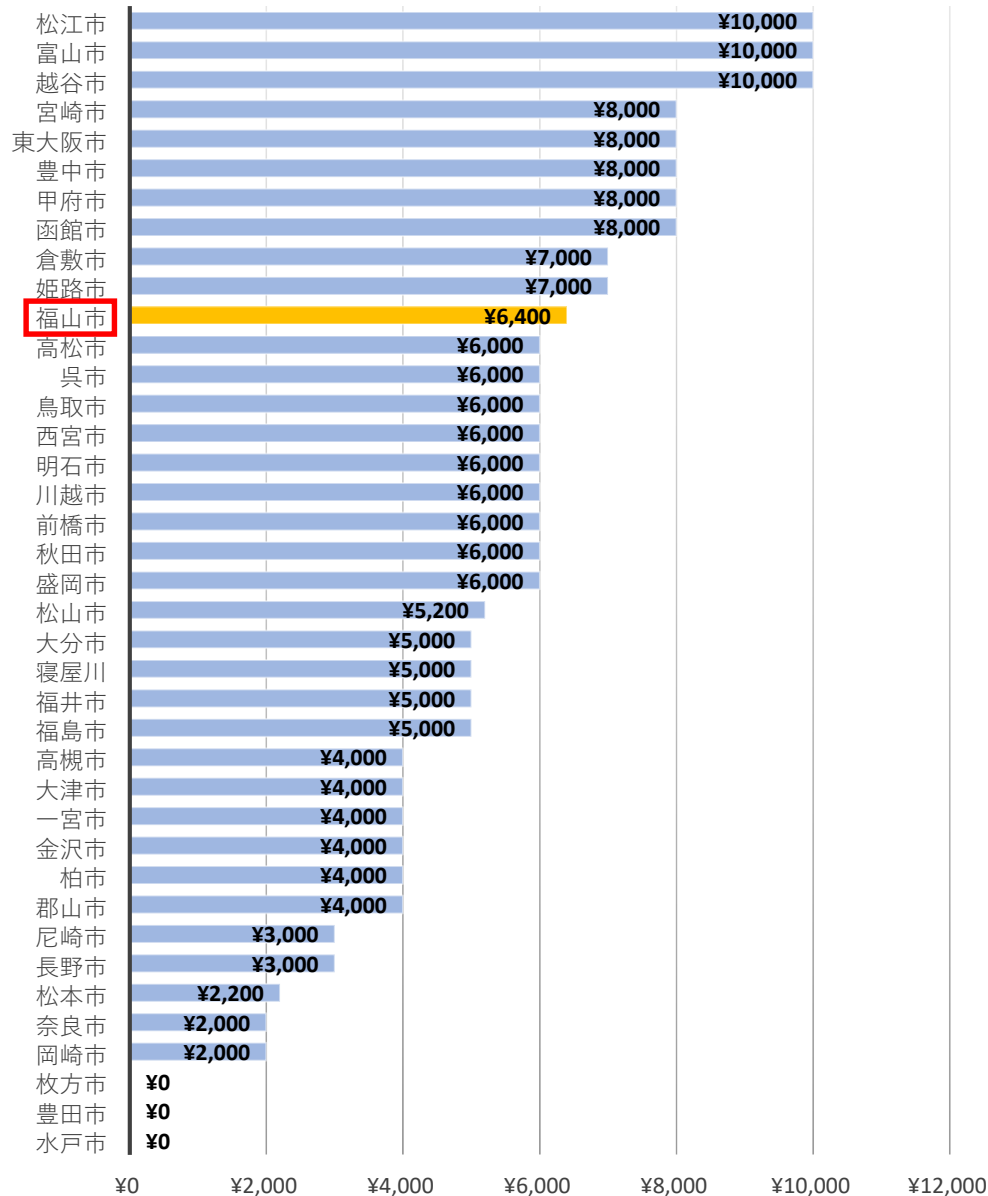
対 象：中核市62市

本市の調査に対して回答のあった41市のうち、
延長保育を市独自で実施する38市を比較

区分	金額
福山市金額	6,400円
中核市平均	5,277円
中央値	6,000円
最安値	0円（無償）
最高値	10,000円



- ・ 福山市は6,400円であり、中核市平均5,277円を1,123円上回っている
- ・ 一方で、福山市より高い金額を設定している中核市も複数あり、8,000円以上の自治体も確認できる
- ・ 福山市の料金は平均より高いものの、他市と比較して突出した水準ではない



4 他の事業（類似事業）との比較

	一時預かり事業	休日保育事業	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)
事業内容	保護者の断続的・短時間就労等の就労形態の多様化に対応するため、若しくは保護者の心理的・肉体的負担を解消するため実施するもの	就労形態の多様化に伴う休日における保護者の就労等により、家庭において必要な保育を受けることが困難な児童の保護者の需要に対応するため実施するもの	すべてのこどもの育ちを応援し、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルへの支援を強化することを目的として定期的な預かりを実施するもの
利用条件	保護者の就労・傷病、兄弟姉妹の参観日、冠婚葬祭など、家庭において保育を行うことが一時的に困難になった場合	・保育認定（2・3号）を受けている ・保育施設に在籍している ・認定を受けた事由と同じ事由で休日保育を必要としている。	就労要件を問わず、家庭で子育てする保護者のこどもなど、保育所等に通っていないこどもが利用できる
対象児童	0歳から6歳の就学前児童	すべての利用条件を満たす児童	0歳6か月から満3歳未満で保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない児童
利用期間	8時から16時（8時間） 月14日（※5日）以内で運用	日曜日・祝日の標準時間認定及び 短時間認定の時間内	9時から16時（月10時間上限）
利用料金	3歳未満児 2,200円／日 3歳以上児 1,700円／日	無料	1時間300円
対象施設	公立保育所 5施設（※38施設）	公立保育所 1施設	公立保育所 6施設

【参考】

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）利用料は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和七年内閣府令第九十五号）第12条第2項の規定に基づき、事業所が保護者の同意を得て徴収するため、その額は事業所が定めることとなります。なお、国において、利用料は1時間当たり300円程度を標準とすることが示されている。

5 御意見をいただきたい内容について

(1) 延長保育事業について

- ・女性の社会進出や就労形態の多様化により、延長保育事業は必要な保育サービスのひとつとなっている。一方で、育児・介護休業法の改正などの措置が講じられ、近年では一部の人が利用するサービスとなっている現状がある。
- ・自営業やフリーランスの方など、育児・介護休業法の恩恵を受けられない人達もいるなかで、延長保育事業は、「通常保育の延長」なのか、あるいは「付加的サービス」なのか御意見をいただきたい。

(2) 受益者負担の公平性について

- ・「通常保育の延長」または「付加的サービス」のそれぞれの受益者負担の考え方について御意見をいただきたい。
- ・類似事業との受益者負担の公平性について御意見をいただきたい。

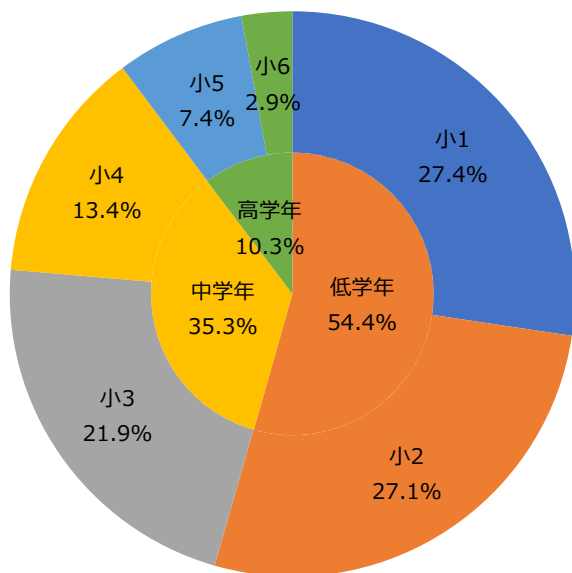


1 学年別の利用状況

(1) 2026年度の利用状況 (2026.5.1時点)

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	計
小学校児童数 (人)	3,323	3,537	3,682	3,647	3,938	3,974	22,101
クラブ利用児童数 (人)	1,900	1,879	1,522	929	511	201	6,942
クラブ利用率 (%)	57.2%	53.1%	41.3%	25.5%	13.0%	5.1%	31.4%
学年別割合 (%)	27.4%	27.1%	21.9%	13.4%	7.4%	2.9%	100.0%

2026年度 利用児童の割合

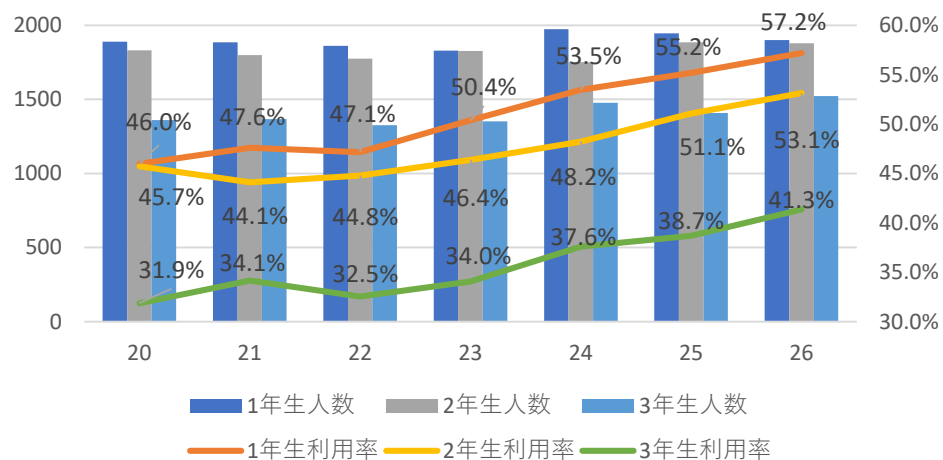


- ◆ 「利用率」
低学年：54.4% 中学年：35.3% 高学年：14.2%
→低学年の**半数**は、放課後児童クラブを利用している。
- ◆ 「学年割合」
低学年：54.5% 中学年：35.3% 高学年：10.3%
→利用者の**3/4**を、1～3年生が占めている。

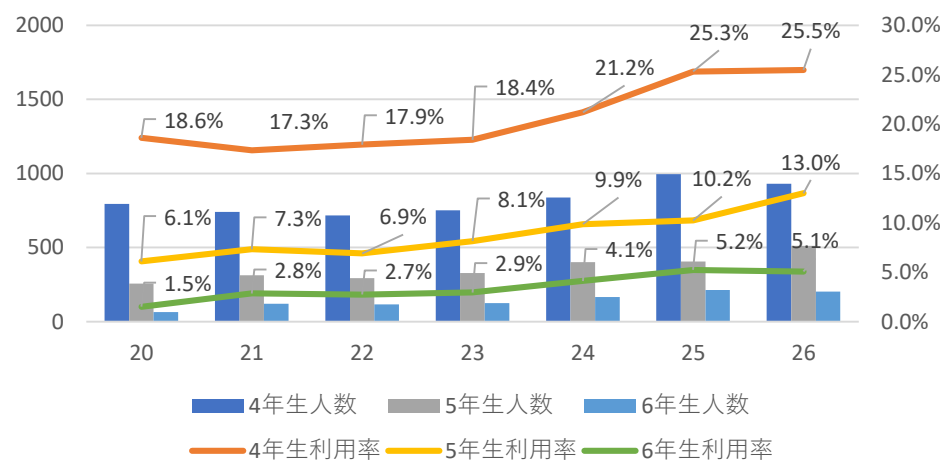
(2) 過去10年度の利用状況 (2026.5.1時点)

年度別	小1	小2	小3	小4	小5	小6	計	前年比	小学校児童数	
2016	1,796	1,597	1,272	29	16	10	4,720	—	25,205	全学年の受入れ順次開始
2017	1,837	1,682	1,293	72	18	12	4,914	194	25,220	
2018	1,795	1,701	1,329	210	48	10	5,093	179	25,468	
2019	1,869	1,739	1,380	390	112	37	5,527	434	25,163	
2020	1,889	1,830	1,360	793	257	63	6,192	665	25,086	全クラブで全学年受入れ開始
2021	1,885	1,799	1,367	739	312	120	6,222	30	24,795	
2022	1,861	1,775	1,326	716	293	116	6,087	▲135	24,482	
2023	1,829	1,826	1,352	750	327	125	6,209	122	23,883	
2024	1,974	1,751	1,477	838	401	165	6,606	397	23,296	
2025	1,946	1,884	1,407	995	406	212	6,850	244	22,810	
2026	1,900	1,879	1,522	929	511	201	6,942	92	22,101	

1～3年生利用状況



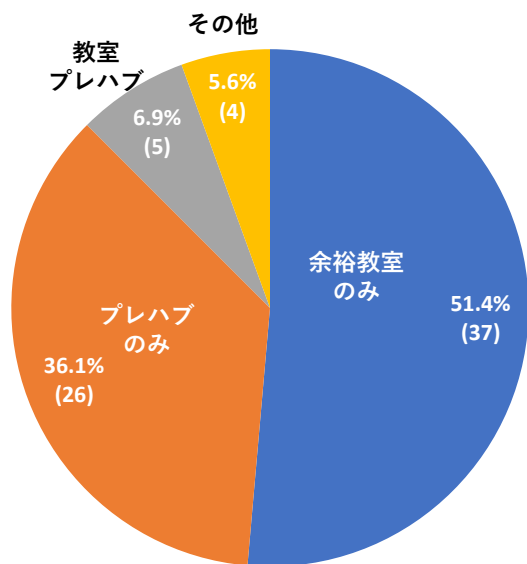
4～6年生利用状況



2 クラブの実施場所

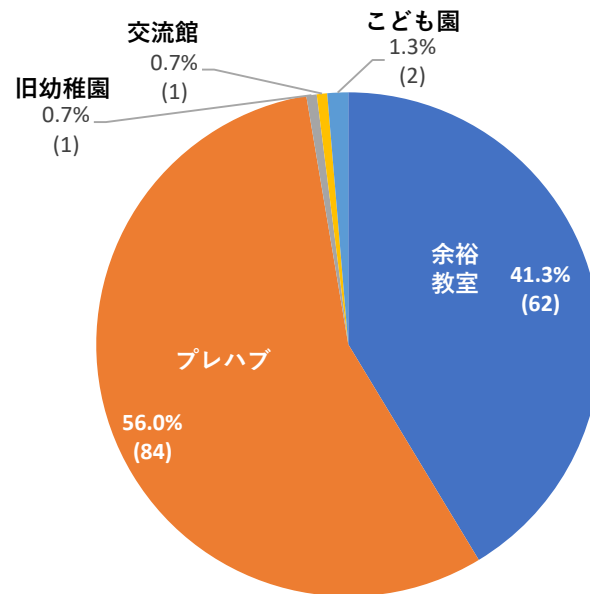
(1) 施設利用割合（クラブ数）

	余裕教室のみ	プレハブのみ	教室 プレハブ	その他	計
クラブ数	37	26	5	4	72
割合	51.4%	36.1%	6.9%	5.6%	



(2) 施設利用割合（教室数）

	余裕教室	プレハブ	旧幼稚園	交流館	こども園 (民設民営)	計
教室数	62	84	1	1	2	152
割合	41.3%	56.0%	0.7%	0.7%	1.3%	



◆ 学校敷地内（隣接地含む）での実施率は、クラブ数：94.4% 室数：98.0%で全国・中核市平均を大きく上回っている。

◆ 全国平均：51.2% 中核市平均：57.7%

3 中核市の比較（運営主体）

（１）福山市の運営主体状況

運営状況	公設公営	公設民営	民設民営	計
	55	15	2	72

（２）中核市の運営主体

公設公営	公設民営	民設民営	中核市数	割合	該当する中核市
○	○	○	7	11%	福山、高崎、越谷、豊橋 奈良、呉、高知
○	○		7	11%	青森、甲府、岐阜、豊中 吹田、枚方、下関
○		○	8	13%	川越、船橋、柏、大津 高槻、八尾、姫路、尼崎
○			1	2%	寝屋川
	○	○	24	39%	東大阪、西宮、和歌山、鳥取 松江、高松、松山、久留米 大分、鹿児島 ほか大阪以东あり
	○		10	16%	函館、八戸、山形、八王子 福井、一宮、明石、倉敷 佐世保、宮崎
		○	5	8%	秋田、福島、金沢、長崎、那覇
			62		

「公設公営」で運営
23中核市で比較

※出典：2025年度都市要覧

(3) 公設公営で運営中の中核市 (23市)

1.利用料

利用料	該当する中核市
10,000円	船橋、柏、大津、尼崎
9,000円	姫路
8,500円	越谷
8,100円	高知
8,000円	川越
7,200円	枚方
7,000円	高崎 (～8,300円)、豊橋、寝屋川
6,000円	豊中、吹田、高槻
5,000円	甲府、岐阜 (～9,000円)、奈良
4,000円	八尾 (～6,000円)、下関 (～5,000円)
3,500円	呉 (～5,000円)
3,200円	青森
3,000円	福山

2.児童数1,000人あたりクラブ数

クラブ数／児童1,000人あたり	該当する中核市
6以上	高知 (6.17)
5.99～5.00	高崎 (5.78) 豊橋 (5.33) 甲府 (5.32)
4.99～4.00	姫路 (4.99) 高槻 (4.82) 呉 (4.63) 青森 (4.40) 大津 (4.26) 尼崎 (4.16)
3.99～3.00	越谷 (3.52) 下関 (3.49) 奈良 (3.18) 船橋 (3.15) 福山 (3.08)
2.99～2.00	八尾 (2.63) 岐阜 (2.47) 寝屋川 (2.27) 枚方 (2.27) 川越 (2.10) 柏 (2.03)
1.99～1.00	豊中 (1.77) 吹田 (1.63)

3.実施場所

学校敷地内の利用割合	該当する中核市
100%	豊中、寝屋川
97.8%	岐阜
97.1%	吹田
95.8%	福山
95.6%	柏
93.2%	枚方
92.1%	下関
91.5%	奈良
89.8%	高知
88.9%	川越
88.3%	船橋
86.9%	越谷
85.4%	呉
79.9%～50.0%	八尾 (78.1%) 尼崎 (73.2%) 姫路 (72.9%) 青森 (67.6%)
49.9%～	高槻 (46.9%) 甲府 (43.6%) 豊橋 (38.1%) 大津 (28.9%)

(1) 出典：2025年度中核市照会結果 (2.3) 出典：こども家庭庁 「令和7年度放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（令和7年5月1日現在）」

4 中核市の比較（保護者負担割合）

（１）中核市の保護者負担割合

保護者負担割合ランキング（62市中35市回答）

	中核市名	負担割合	公設 公営
1	明石	38.8%	
2	柏	38.6%	○
3	川越	36.8%	○
4	大津	36.3%	○
5	一宮	35.6%	
6	岐阜	34.2%	○
7	大分	33.6%	
8	横須賀	33.5%	
9	高知	32.2%	○
	高槻	32.2%	○
11	豊橋	31.7%	○
	川口	31.7%	

	中核市名	負担割合	公設 公営
13	越谷	30.6%	○
14	枚方	29.8%	○
15	寝屋川	28.1%	○
16	奈良	27.8%	○
17	松江	27.6%	
18	船橋	27.5%	○
19	尼崎	27.3%	○
20	甲府	26.9%	○
21	岡崎	26.2%	
22	下関	24.3%	○
23	豊田	23.7%	
24	高松	21.9%	

	中核市名	負担割合	公設 公営
25	西宮	21.7%	
26	和歌山	20.1%	
27	呉	20.0%	○
28	郡山	19.2%	
29	八尾	17.8%	○
30	福山	17.7%	○
31	鹿児島	17.6%	
32	青森	14.9%	○
33	松本	14.8%	
34	旭川	14.4%	
35	長野	14.3%	

※出典：他市からの照会結果（2023年度状況調査）

(2) 中核市の利用料

利用料ランキング (62市中54市回答)

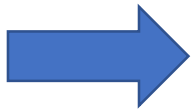
	中核市名	利用料	公設 公営
1	山形	9,000～14,275円	
2	函館	12,000円	
3	前橋	10,000円	
	船橋	10,000円	○
	柏	10,000円	○
	横須賀	10,000円	
	大津	10,000円	○
	尼崎	10,000円	○
9	倉敷	5,000～10,000円	
10	いわき	9,000円	
11	姫路	9,000円	○
12	岐阜	5,000～9,000円	○
13	越谷	8,500円	○
14	高崎	7,000～8,300円	○
15	西宮	8,200円	
16	高知	8,100円	○
17	川越	8,000円	○
	明石	8,000円	

	中核市名	利用料	公設 公営
19	鳥取	2,500～7,700円	
20	宇都宮	7,600円	
21	松江	6,300～7,300円	
22	枚方	7,200円	○
23	八戸	7,000円	
	川口	7,000円	
	八王子	7,000円	
	豊橋	7,000円	○
	岡崎	7,000円	
	一宮	7,000円	
30	寝屋川	7,000円	○
	高松	5,000～7,000円	
31	東大阪	6,500円	
32	久留米	5,000～6,500円	
33	豊中	6,000円	○
	吹田	6,000円	○
	高槻	6,000円	○
36	八尾	4,000～6,000円	○

	中核市名	利用料	公設 公営
37	豊田	5,500円	
38	福井	5,000円	
	甲府	5,000円	○
	奈良	5,000円	○
41	下関	4,000～5,000円	○
42	呉	3,500～5,000円	○
43	郡山	4,800円	
44	大分	4,500円	
45	旭川	4,000円	
	水戸	4,000円	
	和歌山	4,000円	
48	松本	2,000～4,000円	
49	鹿児島	3,500円	
50	青森	3,200円	○
51	福山	3,000円	○
	宮崎	3,000円	
53	那覇	1,000～3,000円	
54	長野	2,000円	

※出典：他市への照会結果（2025年度状況調査）

(3) 福山市の保護者負担割合

17.7% (2023年度)  **16.2%** (2024年度)  **13.7%** (2025年度見込)

単位：千円

年度		2023	2024	2025
歳入	国	285,305	302,365	360,155
	県	286,582	302,156	383,125
	市	292,385	409,856	576,094
	利用者	185,878	195,891	209,680
	計	1,050,150	1,210,268	1,529,054
歳出		1,050,150	1,210,268	1,529,054
うち、人件費		937,395	1,062,380	1,231,196
割合		89%	88%	81%

2023年度 と 2025年度 を比較すると…

- ◆ 保護者負担割合が、**4%減**
- ◆ 歳出が、**46%増** (主な要因：人件費30%増)

5 御意見いただきたい内容について

(1) 保護者負担（利用料）と公費負担のバランスについて

- 近年、小学校児童数が減少する中で児童クラブの利用児童数は増加しており、低学年の利用は高水準を維持しつつも、中学年の利用が伸びている。
- 核家族、共働き世帯の増加、こどもが被害者になる事件の増加等、社会状況が変化する中で、放課後の児童が安全に過ごす場所としての対価をどう判断すべきか。
- 児童クラブの利用状況が変化している現状を踏まえ、受益者（保護者）負担のあり方をどのように考えるか御意見をいただきたい。
- 国が示す考え（保護者負担（利用料）5：公費5）と保護者負担の実態が乖離している状況を踏まえ、利用と負担の適正な水準をどこに設定すべきか御意見をいただきたい。

(2) 他市（中核市、近隣市町）とのバランスを踏まえた中での、サービスの維持向上、求められるサービスについて

- 放課後児童クラブ事業は、自治体によりサービス内容、料金設定が異なっており、同一基準での比較が難しい。
- 公設公営クラブを設置する中核市の中で利用料を高く設定している市のサービス内容、本市のサービス向上の取組を比較、分析する必要がある。
- 他市との比較、分析に向けての考え方、必要となる資料等について御意見をいただきたい。